

一般廃棄物収集運搬業許可証

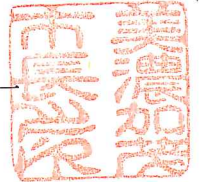
コピー厳禁

住 所 可児市下恵土233番地の1
名 称 株式会社 橋本
氏 名 代表取締役 橋本和彦様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証する。

平成30年 4月 1日

美濃加茂市長 伊藤 誠



記

1 事業の範囲

取り扱う一般廃棄物の種類

- ①事業活動に伴って生ずる一般廃棄物
- ②150cmを超える一般廃棄物
- ③特定家庭用機器廃棄物
- ④引っ越しに伴う一般廃棄物
- ⑤上記以外の一般廃棄物（ただし、市の収集運搬委託を除く。）

2 許可期間

平成30年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

3 許可条件

- (1) 収集の区域は、美濃加茂市全域とする。
- (2) 収集及び運搬については、美濃加茂市一般廃棄物処理計画及び可茂衛生施設利用組合の処理計画に従うものとする。
- (3) 上記のほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「美濃加茂市廃棄物処理及び清掃に関する条例」等を遵守すること。